



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*54 和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則 (会計課)..... 1

○ 告示

- 474 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課)..... 2
- 475 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (商工振興課)..... 2
- 476 亀池土地改良区の役員就退任 (農業農村整備課)..... 3
- 477 方地区土地改良区の定款及び定款附属書役員選任規程変更の認可 (")..... 3
- 478 川辺町周辺土地改良区の定款及び定款附属書役員選任規程変更の認可 (")..... 3
- 479 農用地利用配分計画の認可の申請 (経営支援課)..... 3
- 480 " (")..... 3
- 481 農用地利用配分計画の認可 (")..... 4
- 482 公共測量の終了 (技術調査課)..... 4
- 483 紀州NET端末等更新委託及び機器賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (警察本部)..... 4

○ 選挙管理委員会告示

33 平成28年和歌山県選挙管理委員会告示第31号(和歌山知事選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨)の訂正 8

○ 公告

入札公告 (警察本部)..... 8

規 則

和歌山県規則第54号

和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年4月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

6 前項に規定するもののほか、特例政令第10条第1項の規定による指名競争入札に係る通知にあつては、特例政令第10条第7項に規定する事項について行うものとする。

第8条第1号中「掲げる」を「規定する」に改め、同条第7号を同条第8号とし、同条第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特例政令第10条第5項又は第6項の規定により公告又は公示をするものとされている事項(特例政令第10条第1項の規定による一般競争入札又は指名競争入札による場合に限る。)

第10条中「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

この規則は、平成28年5月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第474号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成28年6月14日まで縦覧に供する。

平成28年4月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成28年4月14日

2 名称

特定非営利活動法人サン・スマイルいわで

3 代表者の氏名

中村文二

4 主たる事務所の所在地

和歌山県岩出市中黒32番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、地域の誰もが「いつでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツ・文化活動を通じて楽しめる環境づくりに努め、市民の健康増進及び次世代を担う子供たちの健全育成を図り、スポーツの振興と普及活動を通して、助け合い・支え合い・地域愛のあるまちづくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第475号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成28年4月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ケーズデンキ和歌山店

和歌山県和歌山市手平一丁目5番7号

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成27年和歌山県告示第1367号

3 意見の概要

(1) 環境面、衛生面、排出量及び回収ペースを考慮した廃棄物保管施設を確保してください（生ゴミについては2日分以上を確保できる施設にしてください。）。

(2) 騒音規制法、振動規制法及び和歌山県公害防止条例に基づく特定施設を設置する場合又は大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設を設置する場合は、遅滞なく設置届出を行ってください。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業まちづくり局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成28年4月26日から同年5月26日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第476号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、亀池土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成28年4月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（平成28年3月31日退任）

職名 氏 名 住 所
理事 原田庫彦 和歌山市内原1306番地

2 就任した役員（平成28年4月1日就任）

職名 氏 名 住 所
理事 北野茂成 和歌山市内原1356番地

和歌山県告示第477号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、方地区土地改良区の定款及び定款附属書役員選任規程の変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成28年4月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第478号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、川辺町周辺土地改良区の定款及び定款附属書役員選任規程の変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成28年4月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第479号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年4月13日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年5月9日まで縦覧に供する。

平成28年4月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第3号	日高郡日高町小浦字津呂田701

和歌山県告示第480号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年4月14日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局農林水産

振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年5月9日まで縦覧に供する。

平成28年4月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第4号	日高郡日高川町入野字ふけ19外1筆

和歌山県告示第481号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成28年4月18日に認可した。

平成28年4月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第79号-1	日高郡日高町小浦字町通450-1外1筆
平成27年度第79号-2	日高郡日高町小中字本城700-1外1筆

和歌山県告示第482号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山地方務局長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成28年4月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成）
- 2 作業期間 平成27年12月1日から平成28年2月10日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市新堀東一丁目及び二丁目、東高松一丁目及び二丁目、宇須一丁目から四丁目まで並びに打越町の各一部

和歌山県告示第483号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、紀州NET端末等更新委託及び機器賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成28年4月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する業務の名称等
 - (1) 調達役務の名称
紀州NET端末等更新委託及び機器賃貸借業務
 - (2) 調達役務の仕様等
紀州NET端末等更新委託及び機器賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- 2 一般競争入札に参加する者の資格
 - (1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成28年4月26日（火）において、次に掲げる要件のいずれをも満たす者とする。
 - ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

- イ 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないものであること。
- ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- エ 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
- オ この入札に係るシステム構築業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。
- なお、同種とは(ア)に掲げる要件を、同等規模以上とは(イ)に掲げる要件を満たしているものとする。
- (ア) ネットワーク機器及び端末装置を用いたWANシステムを構築又は再構築した実績を有すること。
- (イ) WANシステム上にてL2ネットワーク機器を用いた、200台以上の端末装置を設定かつ構築又は更新した実績を有すること。
- カ この入札に係る賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。
- なお、同種とは(ア)に掲げる要件を、同等規模以上とは(イ)に掲げる要件を満たしているものとする。
- (ア) 端末装置及びネットワーク機器について、メンテナンスリース又はレンタルを行い、かつ、機器保守を行った実績を有すること。
- (イ) (ア)に掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、履行した実績を有すること。
- キ 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。
- ク 営業品目に賃貸借を有する者であること。
- ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。
- コ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。
- サ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者又は破産法(平成16年法律第75号)に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)として参加する場合は、各構成員が(1)のオからエまで及びケからサまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のうちシステム構築業務を担当する者は(1)のオ及びキの要件を、賃貸借業務を担当する者は(1)のカ及びクの要件をそれぞれ満たしていること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
- ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき。
- (ア) 競争入札参加資格審査申請書
- (イ) 事業経歴書
- (ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
- (エ) 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
- (オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)
- (カ) 使用印鑑届
- (キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

- a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
- b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地在する都道府県が課する税全税目
- (ク) 誓約書
- (ケ) 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
- (コ) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧(メーカー名、製品名(型名)、数量、仕様等を記載したもの)。記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付し、その内容を明らかにすること。
- (サ) 申請者のシステム構築業務に関する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)
- (シ) 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)
- (ス) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書(障害発生時の連絡体制図を添付すること。)
- (セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの
 - a 障害発生時の連絡体制図を添付すること。
 - b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載すること。
- イ コンソーシアムとして申請する場合
 - 次の(ア)、(コ)及び(ス)から(ソ)までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、(サ)の書類についてはシステム構築業務を担当する構成員が、(シ)の書類については賃貸借業務を担当する構成員が提出すること。
 - また、(イ)から(ケ)までの書類については構成員ごとに提出すること。
 - (ア) 競争入札参加資格審査申請書(コンソーシアム)
 - (イ) 事業経歴書
 - (ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
 - (エ) 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
 - (オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)
 - (カ) 使用印鑑届
 - (キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの
 - a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地在する都道府県が課する税全税目
 - (ク) 誓約書
 - (ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状(コンソーシアム構成員)及び委任状(コンソーシアム代表者)
 - (コ) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧(メーカー名、製品名(型名)、数量、仕様等を記載したもの)。記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付し、その内容を明らかにすること。
 - (サ) 申請者のシステム構築業務に関する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)
 - (シ) 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(ス) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）

(セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

- a 障害発生時の連絡体制図を添付すること。
- b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載すること。

(ソ) コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、(1) のア又はイに掲げる(イ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)の申請書類に代えることができる。

(3) (1) のア並びにイの(ア)、(イ)、(カ)、(ク)、(ケ)及び(サ)から(セ)までに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成28年4月26日（火）から同年5月12日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において行うほか、平成28年4月26日（火）から同年5月13日（金）までの間に和歌山県警察本部警務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部1階 会議室9

(2) 日時

平成28年5月9日（月）午前10時

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成28年4月26日（火）から同年5月20日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、6に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、平成28年5月20日（金）午後5時までに6に掲げる場所に必着させなければならない。

6 資格審査申請書類の配布の場所

情報管理課

和歌山市西46番地の1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-476-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-476-0110

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成28年5月30日（月）までに通知するものとし、コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者に通知する。

8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成28年6月2日（木）午後5時までに書面により求めることができる。

- (3) (2)の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、平成28年6月13日(月)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第33号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第189条第1項の規定による平成26年11月30日執行の和歌山県知事選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書について、訂正の届出があったので、同法第192条第1項の規定に基づき、平成28年和歌山県選挙管理委員会告示第31号(和歌山県知事選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨)を次のとおり訂正し、公表する。

平成28年4月26日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

平成28年和歌山県選挙管理委員会告示第31号における収支報告書の要旨のうち、候補者畑中正好の第2回報告分の収入の欄中

「(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)」を
「(氏名・団体名)	(職業)	(寄付額) に、
ゆたかで住みよい和歌山県をつくる会	政治団体	529,624円」
「今回計	円」を「今回計	529,624円」に、
「総計	2,407,305円」を「総計	2,936,929円」に

訂正する。

公 告

入札公告

紀州NET端末等更新委託及び機器賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

平成28年4月26日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成28年度から平成33年度まで

(2) 調達役務の名称及び数量

紀州NET端末等更新委託及び機器賃貸借業務 一式

(3) 履行期間

ア 紀州NET端末等更新委託業務

契約日から平成29年3月31日までの間

イ 紀州NET端末等機器賃貸借業務

平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間

(4) 調達役務の仕様等

紀州NET端末等更新委託及び機器賃貸借業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(5) 納入場所

和歌山県警察本部が指定する場所

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成28年和歌山県告示第483号に規定する紀州NET端末等更新委託及び機器賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県警察本部警務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）

和歌山市西46番地の1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-476-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-476-0110

(2) 期間

平成28年4月26日（火）から同年5月12日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の（1）に同じ。

イ 日時

3の（2）に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において行うほか、平成28年4月26日（火）から同年5月13日（金）までの間に情報管理課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

(2) 日時

平成28年5月9日（月）午前10時

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

イ 入札日時

平成28年6月20日（月）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成28年6月17日（金）午後5時までに情報管理課に必着するように行わな

ればならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、情報管理課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

(1) Renewal and Rental of Wakayama Prefectural Police Information System, " Kishu NET "

(2) Time limit for tender :

10:00 a.m. Monday 20 June 2016 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. Friday
17 June 2016)

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL:073-423-0110

FAX:073-423-0120